

宅建賠は、宅建協会会員の皆さまを守る保険です

毎月20日までに
申込手続き完了すると
翌月1日より
補償開始

宅建賠のご案内

(宅建賠は宅地建物取引士賠償責任保険の略称です。)

宅建賠償責任保険の
5つのメリット



メリット1

割安な保険料

宅建協会の団体割引|20%を適用した割安な保険料で加入することができます。

メリット2

「宅建賠」は 宅建協会の制度商品

自動車保険のようにどこでも加入できる種類の保険ではありません。

メリット3

宅建業務の実態を踏まえた 網羅的な補償内容

宅建業務に基づく損害賠償責任に加えて、職務中に発生した自転車加害事故に伴う、損害賠償責任も補償します。(ワイド補償加入時)

メリット4

簡単な加入方法

保険料計算方法を人数にすることで簡単に保険料計算ができるようになりました。

メリット5

専門性が高い 事故対応

長年の損害賠償請求への対応で培ったノウハウと高い専門性で加入者の皆さまを全力でサポートします。

基本補償(必須加入)

宅地建物取引士固有の次の業務です。

宅地建物取引業法第35条に定める
「重要事項の説明等」

宅地建物取引業法第37条に定める
「書面の交付」

ワイド補償(任意加入)

宅建業者(宅建業に従事する者)が遂行した主に次の業務です。

宅地建物取引業法
第2条に基づく業務※1

職務中に発生した
自転車加害事故

退職した宅建士がワイド補償の保険期間中に
行った宅地建物取引業法第35条・37条に
基づく業務(退職後5年以内にかぎりませう。)*2

※1 宅地建物取引業法第35条・37条の業務および被保険者が取引の一方の当事者になる行為は補償対象となる業務から外れます。

※2 基本補償ご加入の宅建士がワイド補償加入時に行った宅建業法第35条・37条に基づく損害賠償請求を退職後5年間に限り補償します。

お支払いする保険金は？

調査・確認を行っていることが前提です。



損害賠償保険金

業務に起因した被保険者が
負担する法律上の損害賠償金

訴訟・仲裁・和解 または調停に関する費用

(注)損保ジャパンの事前の承認が必要です。

訴訟費用や弁護士費用など

損害防止費用

(注)損保ジャパンの事前の承認が必要です。

損害賠償金が増大しないように
事前に弁護士相談する費用など



㈱宅建ブレインズのホームページより、保険内容の詳細を確認することができます
https://takken-b.co.jp/about-new_takkenbai.html

加入プラン

宅建賠償制度は、加入者のニーズに合わせて次の4プランの中からご選択いただきます。（保険期間1年間、一時払、基本補償団体割引20%適用）

おすすめ!

プラン1

基本補償

●支払限度額

1 事故: 1億円
 保険期間中: 1億円
 (自己負担額3万円)

●保険料

宅建士1名あたり: 7,000円
 (記名あり)



ワイド補償

●支払限度額

1 事故: 1億円
 保険期間中: 1億円
 (自己負担額3万円・縮小てん補割合90%)

●保険料

都道府県に届出の宅建業の従事者数で計算 (注)
 (上記宅建士も含まれます。)
 7,000円×届出の従事者数
 (記名なし)

プラン2

基本補償

●支払限度額

1 事故: 5,000万円
 保険期間中: 1億円
 (自己負担額3万円)

●保険料

宅建士1名あたり: 5,000円
 (記名あり)



ワイド補償

●支払限度額

1 事故: 5,000万円
 保険期間中: 5,000万円
 (自己負担額3万円・縮小てん補割合90%)

●保険料

都道府県に届出の宅建業の従事者数で計算 (注)
 (上記宅建士も含まれます。)
 5,000円×届出の従事者数
 (記名なし)

プラン3

基本補償

●支払限度額

1 事故: 1億円
 保険期間中: 1億円
 (自己負担額3万円)

●保険料

宅建士1名あたり: 7,000円
 (記名あり)

プラン4

基本補償

●支払限度額

1 事故: 5,000万円
 保険期間中: 1億円
 (自己負担額3万円)

●保険料

宅建士1名あたり: 5,000円
 (記名あり)

※ワイド補償のみのご加入はできません。 ※基本補償およびワイド補償で異なる支払限度額を組み合わせることはできません。

※ワイド補償は事業者単位でのご加入となります。支店単独でのご加入はできません。

※保険期間の途中で支払限度額を変更することはできません。 ※事業者内の宅建士ごとに異なる支払限度額を設定することはできません。

(注) ワイド補償の保険料: 都道府県に届出の「宅地建物取引業に従事する者の数」に応じて保険料を計算
 (直近の届出済みの免許申請書・専任の宅地建物取引士設置証明書等をご確認ください。)

※この文章は宅地建物取引士賠償責任保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましてはパンフレットをご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険加入を希望する方は下記電話番号にご連絡下さい。
 詳しいパンフレット・申込書一式を送付させていただきます。

(公社)静岡県宅地建物取引業協会
 (株)静岡宅建サポートセンター 保険部

〒420-0839 静岡県静岡市葵区鷹匠3-18-16

TEL 054-246-1537 <受付時間> 平日/9:00~17:00

(取扱代理店)
 (株)宅建ブレインズ
 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-7-12 K・ビル4階
 TEL:03-3234-0699 FAX:03-3239-7540
 <受付時間> 平日/9:00~17:00

(引受保険会社)
 損害保険ジャパン(株) 静岡法人営業部静岡法人支社
 〒420-0031 静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2
 TEL:054-254-2411 FAX:054-251-7824
 <受付時間> 平日/9:00~17:00 (SJ20-12502) 2020.12.30